

第2章 | 計画の基本的事項

2-1 計画の位置づけ

(1) 地球温暖化対策の推進に関する法律

本計画は、地球温暖化対策の推進に関する法律第21条第3項に基づき、本市における「自然的社会的条件に応じて温室効果ガス*の排出の量の削減等を行うための施策」について定めたものです（地方公共団体実行計画（区域施策編））。

なお、同法第21条第1項に基づく、市役所自らの事務及び事業の実施に関する取り組みについては、「仙台市環境行動計画」として別に定めています（地方公共団体実行計画（事務事業編））。

(2) 気候変動適応法

本計画は、気候変動適応法第12条に基づき、本市における「自然的経済的社会的状況に応じた気候変動*適応に関する施策」について定めた、地域気候変動適応計画を内包します。

(3) 仙台市地球温暖化対策等の推進に関する条例

本計画は、条例第8条に定める、地球温暖化対策等の推進に関する計画として位置づけます。

(4) 杜の都環境プラン

本計画は、仙台市環境基本条例第8条に定める、「杜の都環境プラン(仙台市環境基本計画)」における分野別環境施策の一つである「脱炭素都市づくり」を推進するための個別計画として位置づけます。

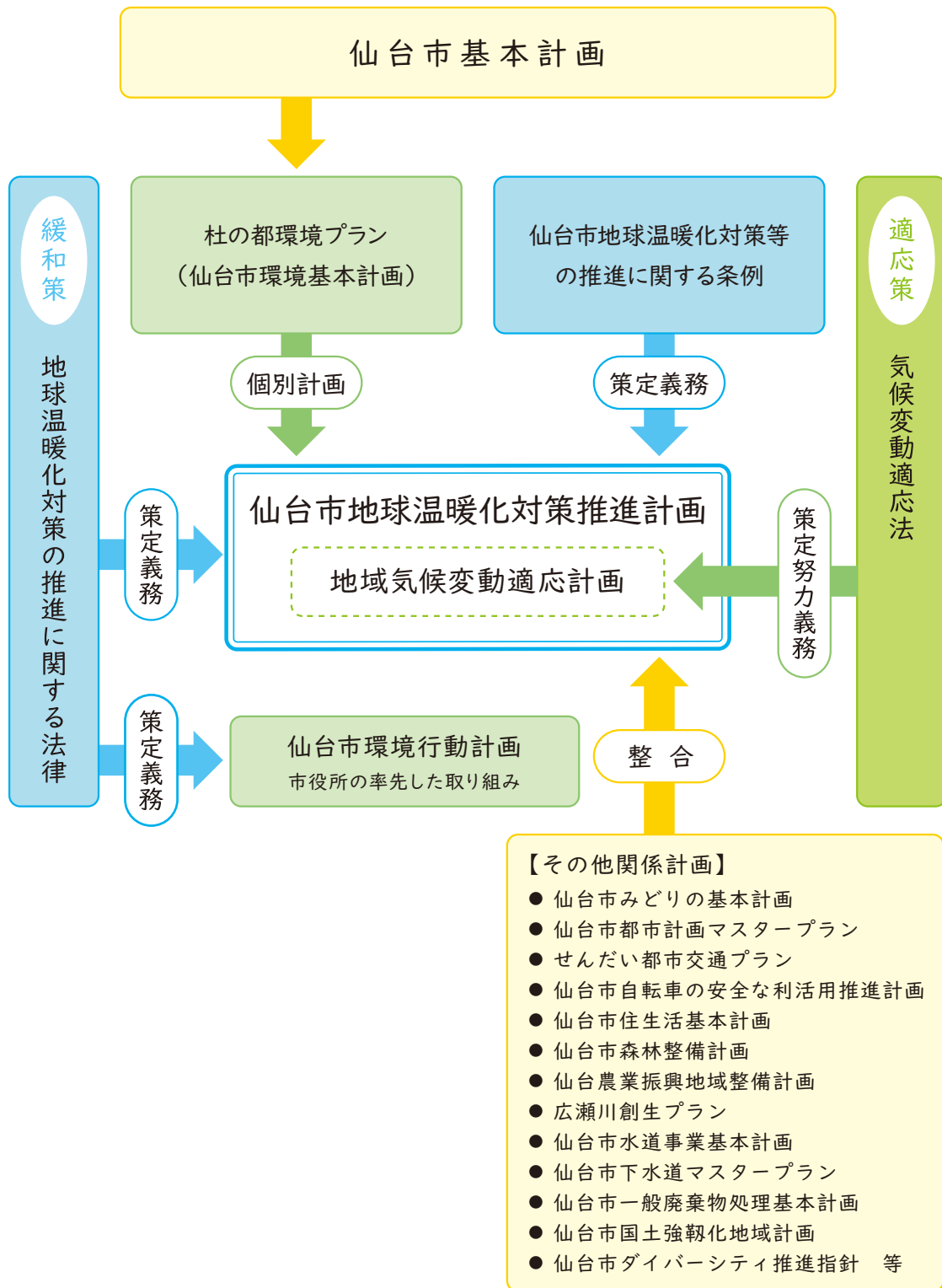


図2-1 仙台市地球温暖化対策推進計画の位置づけ

2-2 今後の方向性

地球温暖化を取り巻く状況として、「パリ協定*」で今世紀後半に温室効果ガス*排出量実質ゼロを目指すことが示されました。また、国も「地球温暖化対策の推進に関する法律」において、令和32年（2050年）までに温室効果ガス排出量実質ゼロとする脱炭素社会*の実現を目指すことを規定するとともに、地域の再生可能エネルギーを活用した脱炭素化の取り組みを推進するとしています。

地球温暖化を一因とする気候変動*とその影響については、「気候変動適応法」により、被害の回避・軽減を図る取り組みを進めることが求められています。

こうしたことを踏まえ、本市では、地球温暖化対策に率先して取り組むための条例を制定し、市・事業者・市民等が協働し、「緩和策*」と「適応策*」の両輪で取り組むこととしています。

本計画では、条例における基本理念の実現に向け、今後の方向性を以下のとおりとします。

- 脱炭素社会の実現に向け、温室効果ガス排出削減と再生可能エネルギー普及促進の取り組みを加速します。
- 地域経済の発展や市民生活の向上との両立を図るため、事業者・市民等と連携した取り組みを推進します。
- 安全で安心な地域社会を目指した、気候変動適応策を推進します。

2-3 計画期間及び基準年度

本計画の計画期間は、「杜の都環境プラン」と整合を図り、令和3年度（2021年度）から令和12年度（2030年度）までとします。なお、令和7年度（2025年度）に、計画の中間評価を行いました。

また、本計画における温室効果ガス*削減目標の基準年度については、国の「地球温暖化対策計画」と整合を図り、平成25年度（2013年度）とします。

2-4 対象とする温室効果ガスの種類

本計画で対象とする温室効果ガスは、地球温暖化対策の推進に関する法律に基づき、本市域で排出される7種類のガスとします（表2-1）。なお、本計画では、二酸化炭素*以外のガスについて、地球温暖化係数により二酸化炭素の量に換算しています。

表2-1 対象とする温室効果ガスの種類と主な発生源等

温室効果ガスの種類		主な発生源	地球温暖化係数 ※1
二酸化炭素 (CO ₂)	エネルギー起源二酸化炭素*	石炭、ガソリン、重油、都市ガス等化石燃料の燃焼、他人から供給された電気の使用、他人から供給された熱の使用	1
	非エネルギー起源二酸化炭素	廃棄物の焼却処分、セメントやアンモニア等の製造等	
メタン (CH ₄)		石炭の採掘、水田における稲の栽培、家畜の腸内発酵やふん尿処理、廃棄物の埋立処分等	28
一酸化二窒素 (N ₂ O)		燃料の燃焼、アジピン酸や硝酸の製造、化学肥料・有機肥料の使用等	265
ハイドロフルオロカーボン (HFC) ※2		スプレー製品の噴射剤、カーエアコンや冷蔵庫・冷凍庫の冷媒、クリーニング溶剤等	4~12,400
パーフルオロカーボン (PFC) ※2		半導体洗浄、アルミニウムの生産等	6,630~11,100
六フッ化硫黄 (SF ₆)		変電設備に封入される電気絶縁ガスや半導体洗浄等	23,500
三フッ化窒素 (NF ₃)		半導体や液晶のドライエッチングや洗浄等	16,100

※1 地球温暖化係数

二酸化炭素以外の温室効果ガスの単位重量当たりの温室効果を、二酸化炭素を1として比較した場合の係数。

※2 ハイドロフルオロカーボン、パーフルオロカーボン

複数の化合物の総称であり、本計画では地球温暖化対策の推進に関する法律施行令で定める物質を対象とします。また、物質ごとに地球温暖化係数が定められているため、本表では、その最小値から最大値で表記しています。